調達要求番号：

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物　品　番　号		仕　様　書　番　号	
移動貯蔵タンクの定期点検		ＧＷ－Ｄ９０１１０１Ｄ	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作　成	平成　４年１２月　９日
		変　更	平成２１年　３月１７日
		作成部隊等名	補給統制本部　火器車両部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する移動貯蔵タンク（以下，“タンク”という。）の定期点検（以下，“点検”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の1.2による。

1.2.1

定期点検

タンクに窒素ガスを封入して加圧し，所定の圧力で加圧状態を維持し，一定時間内の加圧変動を測定・記録することによって漏えいの有無を確認する気密試験をいう（2.6及び2.7に示す作業を含む。）。

1.2.2

移動貯蔵タンク

燃料タンク車各種に搭載されている燃料タンクをいう。

1.3　種類

点検するタンクの種類は，**表**1による。

表1**－種類**

番号	種類	注記
1	３$\frac{1}{2}$ｔ燃料タンク車（一般用）	６　０００Ｌ
2	３$\frac{1}{2}$ｔ燃料タンク車（航空用）	５　０００Ｌ
	３$\frac{1}{2}$ｔ燃料タンク車（航空用）閉回路ノズル付き	
3	燃料タンク車（７５００Ｌ航空用）	７　５００Ｌ
4	燃料タンク車（１００００Ｌ航空用）	１０　０００Ｌ

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　法令等

危険物の規制に関する政令（昭和３４年政令第３０６号）

危険物の規制に関する規則（昭和３４年総理府令第５５号）

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和４９年自治省告示第９９号）

移動貯蔵タンクの漏れの定期点検の方法（自治省告示第９９号）

2　点検に関する要求

2.1　契約相手方の条件

契約の相手方は，財団法人全国危険物安全協会によって点検を認定された事業者とする。

2.2　種類・数量

タンクの種類及び数量は，調達要領指定書によって指定する。

2.3　点検の方法等

点検の方法などは，“危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示”によるものとし，細部については，3.1による。

2.4　点検の実施場所

点検の実施場所は，原則として契約の相手方の試験場とし，試験場への搬入・搬出については，調達要領指定書によって指定する。

2.5　資器材等

点検に必要な資器材などは，**表**3を標準とし，契約の相手方が準備するものとする。

なお，計測資器材の準備要領については，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の3.1.2による。

2.6　交換部品

契約の相手方は，**表**4に示す定期交換部品を交換した後点検を実施するものとする。

なお，部品については新品とする。

2.7　密閉作業

契約の相手方は，1.3の番号１～４について，“移動貯蔵タンクの漏れの定期点検の方法”に示す以外に**表**3に示す盲ぶた等によってタンク内の密閉を確実に実施したのち点検を実施するものとする。

2.8　使用部品

使用部品は，次による。

a)　部品の取得については，調達要領指定書によって指定されたものを除き，契約の相手方が準備するものとする。

b)　部品の規格については，製造会社の純正部品とする。

2.9　検査済証の表示

契約の相手方は，点検の結果異常なしと判定されたタンクについては，“危険物の規制に関する規則”に示す公共機関の発行する検査済証を，“タンク検査済証”の付近に，容易にはがれない方法で表示するものとする。

3　品質保証

3.1　点検の方法

点検の方法は，“移動貯蔵タンクの漏れの定期点検の方法”に示すガス加圧の方法によるものとする。ただし，判定方法に示す液体加圧法による再々試験は，これを行わず判定結果に代えることができるものとする。

3.2　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等（以下，“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，タンク１個ごとに**表**2による。

表2－提出書類

番号	書類名	提出部数	提出先	注記
1	実施結果報告書	各２部	担当官	契約の相手方の仕様による。
2	実施結果一覧表			
3	実施データ及び経過表			
4	交換部品表			

4.2 仕様書に関する疑義

契約の相手方は，この仕様書に疑義が生じた場合は，担当官の指示を受けるものとする。

表3－点検資器材等

名称		注記
計測資器材	圧力計（各槽分）	２５ｋＰａ以上の圧力を計測でき，分解能０．０１ｋＰａ以下を読み取り記録できるもの。
	温度計（各槽分）	検査圧力に十分耐えられ，分解能０．０２度以下を記録できるもの。
	加圧装置	窒素ガスボンベ及びレギュレータ，加圧用安全弁（セット圧力２４ｋＰａ）及びヘッダ（多層試験用）
その他の工具	概説安全弁スパナ	――――――――――――――――――――
	センサー取付プラグ	――――――――――――――――――――
	加圧用ホース及び継手	――――――――――――――――――――
	計測用ホース及び継手	――――――――――――――――――――
	ポールバルブ（ストップバルブ）	――――――――――――――――――――
	継手締め付け用スパナ	１式
	密閉用盲ぶた	エアエリミネータ部（本文1.3の番号２）
		エダクタ部（本文1.3の番号３及び４）
	盲ぶた用パッキン	材質は，ニトリルゴムとする。
安全対策用品		消火器・安全柵，トラロープ，作業標識等

表4－交換部品表

番号	名称	数量（本文1.3）			
		番号１	番号２	番号３	番号４
１	マンホール用パッキン	２	２	２	３
２	空気安全弁用パッキン	２	２	２	３
３	検尺口用パッキン	２	２	２	３
４	エダクタ配管用パッキン	――	――	１	１